

特集 ● 歴史的岐路に立つ生存権と社会保障

若者も高齢者も安心できる年金へ 年金引下げ違憲訴訟に起ちあがる

田中 諭

1 年金引下げの流れを変える

野田内閣は、2012年11月、衆議院解散のどさくさの中で、民自公3党合意で特例水準解消の名で3年間に年金を2.5%引き下げる法案を成立させた。これは、10年以上まえの物価が下落した際に年金額を据え置いたことで本来予定している水準よりも高くなっているから、それを解消することであった。

2013年10月に1%、14年4月1%、15年4月に0.5%を削減した。年金者組合は、この年金引下げは許せないと、全国で怒りの声が上がリ不服審査請求に取り組み、裁判を展望して闘う方針を決定した。全国の組合員は初めての運動にも関わらず不服審査請求で12万6000余人が参加、さらに2万4971人が再審査請求を行った。しかし、これまで届いた裁決書はすべて却下という不当な決定で、その理由が「2.5%の引下げは法律で決定されたもので違法ではない、審査請求人はただ不満を述べているにすぎない」というものであった。こんな不当な決定を許すことはできない。

2 年金は高齢者の命綱

年金がどんどん減額される仕組みでいいのか、公的年金制度の在り方が問われている。高齢者にとって年金は、ただ一つの収入源である。年

金を引き下げられることは、命を削るようなものである。

現在、年金をもらっている人の半数近くが月額10万円未満である。平成27年4月の老齢基礎年金額は満額で年78万100円である。1人月あたり6万5000円ほどで、基礎年金のみ人は1047万人、その月額は平均5万円弱にすぎない。また、高齢者世帯のおよそ4割が生活保護基準より低い収入で生活している「老後破産」状態にある。とくに、ひとり暮らしになることが多い女性の年金は低額できびしい生活を強いられている。子どもの援助もなく、孤立する高齢者が増えている。

年金引下げ反対の運動は、高齢者4000万人の問題だけではない。働く人の賃金は、ここ10年下がり続けている。非正規雇用の割合は、全労働者の4割近くにまでなっている。その多くが厚生年金に入れない状況下にある。国民年金の保険料納付率は20代から30代で半数を割っている。将来、無年金や低年金になることが心配される。現役労働者が将来、老後を安心して生活できるかどうかの問題でもある。

年金者組合の年金引下げ違憲訴訟は、1%年金削減は、憲法違反であり、その取り消しを求めたものである。そして、だれもが老後を心配なく暮らせるために最低保障年金制度をつくることを要求している。先進国は、いずれもなん

らかの年金の最低保障制度をもっている。発展途上国も多くが、保険料によらない年金制度をもっている。

2013年5月には、国連社会権規約委員会が日本政府に対して、無年金・低年金の存在、また、女性の低年金に懸念を表明し、最低保障年金制度の確立を勧告したが、政府はいまだ制度の確立に至っていない。

3 年金引下げ違憲訴訟に 45 都道府県で 3700 人を超える原告団

5月29日、全国13の都府県で年金引き下げは憲法違反だとして1556人が各地方裁判所に提訴した。宮城20人、埼玉59人、千葉117人、東京526人、石川31人、愛知203人、三重9人（名古屋地裁）、滋賀47人、京都88人、和歌山90人、岡山56人、山口（第2次217人）福岡93人である。実は、これに先立って、2月17日に鳥取で原告24人が、次いで、4月10日に徳島で16人、4月15日北海道で142人（札幌地裁）、5月12日に山口16人（第1次）、5月19日島根19人、5月20日ふたたび北海道215人、計432人が提訴した。5月末の原告は1988人で、これに、6月山形で12人、北海道が第3次で296人が、さらに8月から9月へと、45都道府県で3996人の原告となる。

これはまさに、低年金・無年金者をはじめとする年金受給者・高齢者の年金引き下げに対する怒りの結集というべきもので、社会保障をめぐる裁判としては史上かつてない大規模な集団訴訟となる。

4 裁判の争点は何か

裁判では、2013年10月に実施された「特例水準の解消を理由とする年金1%削減の処分取

り消し」を求めている。裁判の争点は、各地の弁護士が原告団と話し合い練り上げたもので、それぞれ独自性を持つものだが、以下のような論点が共通して主張されている。

1) 「特例水準の解消」を口実とする減額は憲法13条、29条に違反する。

- ① 「特例措置」が実施された際、「特例措置」によって据え置かれた支給額と本来水準（物価スライドで減額したはずの金額）の差額を解消することは謳われていなかった。2004年の法改正では、差額は物価上昇によって解消すると定めているのであるから、名目支給額の減額はまったく想定されていなかった。
- ② 年金受給者は、物価が下落しているもとで、「特例水準の解消」を理由にさらなる年金削減はないであろうという期待（期待権）をもってギリギリの生活を送ってきた。個人の尊厳と幸福追求権を求めた憲法13条に違反する。さらに法律でいったん定められた財産権の内容が事後の法律によって合理的な理由なく変更（減額）された場合、その法律は憲法29条違反となる。

2) 「特例水準の解消」を口実とする減額は憲法25条に違反する。

- ① 基礎年金は、40年間全額保険料を納めても、月額6万5000円にすぎない。老齢厚生年金を加えても月額10万円に達しない加入者が多数存在する。
- ② こうした劣悪な水準にある年金受給者を含めて一律に減額することは、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」以下の年金水準をいっそう低下させ、年金受給者の生活を破壊することは明らかである。

3) 2.5%の年金削減は「マクロ経済スライド」導入のための条件づくりで、「マクロ経済スライド」そのものが憲法25条違反である。

2015年4月1日（年金支給6月15日）、2004年の年金改定後はじめてマクロ経済スライドが発動され、「特例水準の解消」名目による0.5%減額とともに、0.9%引き下げられた。この制度は健康で文化的な最低限の保障よりも財政事情を優先させるもので憲法25条の趣旨に反するものである。2012年改正法による「特例水準の解消」はマクロ経済スライド導入の条件づくりとされたものといわれている。物価スライドで減額していた年金額をさらに減額することは二重の意味で憲法違反である。

4) 平成25年政令262号で減額を確定したことは、政府の裁量権の逸脱である。

2012年に制定された「特例水準」解消のための法律は自動的に年金削減を決めたものではなく、政令によってはじめて具体化するものである。それにもかかわらず、安倍政権は2013年9月6日、減額決定の政令を制定した。その時期は、アベノミクスによる物価高、さらには消費税増税も決定されており、このような経済情勢を勘案するならば、「特例水準」の先延ばし、あるいは、中止という政策判断をすべきである。

私たちは、以上の4つの争点を位置づけながら、新たな攻撃に立ち向かい、この裁判を通して、「マクロ経済スライド」の廃止および圧倒的多数の国民が求めている「最低保障年金制度」の確立をめざしている。

5 新たな攻撃に反撃する、移送は「裁判を受ける権利」の侵害

厚生労働大臣が2013年12月4日付でおこなった老齢基礎・厚生年金改定（減額）決定に対し、その取り消しを求め25地方裁判所に提起した。原告数で約3300名以上に対し、国は高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に移送を求める申し立てをおこなっている。（国はすべて高裁管轄の地裁に移行する態度）

しかし、再審査請求した2万4971人の約1万7000人余（いまだ全員には裁決書が届いていない）には決定通知の裁決書で、社会保険審査委員長は、「保険者が行った処分の取り消し又は当審査会が行った裁決の取り消しの訴えは、……国を被告として、お住まいの地域の裁判所に提起することができる」との文書を原告らに送付した。ところが提訴して、国が移送申し立てをした5月21日、同日付で届いた再審査請求の裁定書には、その内容が「保険者が行った処分の取消の訴えは……国を被告として、東京都地方裁判所又は、特定管轄裁判所に提起することができます」と変更してきた。

そもそも訴訟の管轄は原告がまず選択して、最終的には裁判所が判断すべき事項であるにもかかわらず、行政庁が管轄裁判所を限定する教示文書を作成することは、行政の重大な越権行為で許されるものではない。

山口地裁は広島地裁へ、徳島地裁は香川地裁へ、富山地裁は、名古屋地裁に、新潟地裁は東京地裁へ移送申立がされた。原告の多くは高齢者であり、年金数千円の処分に対して取り消しを求めて住所地の裁判所に提訴したもので、高額な移動負担（鳥取から広島2万5000円）や7時間30分の移動を強いられることになる。

原告の収入からもさらに健康（通院など）からも実質的にきわめて困難であり、憲法 32 条の「裁判を受ける権利」の侵害であり裁判つぶしにほかならない。

年金引下げ違憲訴訟は、原告と同じように年金減額された数千万人の高齢者に及ぶ問題である。原告はこうした多数の高齢者の利益を代表するだけでなく、これからの世代や若者も関心が高く、今後の年金制度のあり方を左右する裁判でもある。そのためにも住所地の地方裁判所で裁判することは、そこに住む住民にとって、裁判を傍聴することにより、自身の利益に関する裁判の経過を知る意味がある。このように住民が傍聴する権利、知る権利を内容とする憲法 21 条 1 項が保障していることに反するものである。

年金者組合は、世論に訴えるチラシで全国宣伝行動を展開して、厚生労働省には申立の取り下げを、関係する地方裁判所には「国の申し立てを却下してください」の要請行動に取り組んだ。同時に代理人である弁護士 165 人が連名で、厚生労働省・法務省に「移送申し立て取下げを求める」要請書を提出した。国を相手の裁判を住所地の地方裁判所でできるように国の卑劣な裁判つぶしに反撃している。

6 戦争法案廃案は社会保障改善のたたかい

安倍政権の 2016 年度概算要求にむけた基本方針の閣議決定は、その基本方針で高齢化や医療の社会保障費（自然増分）について、概算要求の上限を 6700 億円とすることをきめた。3 年で 3 兆円かかるところを 1 兆 6000 億円におさえる、これは 15 年度と比較すると 1600 億円減っている。年金は、本来水準より高い特例水

準を解消するとして、マクロ経済スライドを 15 年度につづいて 16 年度も発動して自然増を圧縮して社会保障・社会福祉を容赦なく削ろうとしている。一方で安倍政権成立後 3 年、防衛費は増大、5 兆円へと膨大な額となっている。戦争法案廃案のたたかいは、軍事費を削って社会保障へのたたかいでもある。

年金者組合はすべての高齢者が安心して、人間らしい尊厳をもった老後を送る、そのためにも年金は、老後の暮らしを支える所得保障の根幹であることを明確にし、人権としての社会保障の確立のために、医療・介護などの問題と一体でたたかうことにしている。

一人暮らしの高齢者が急速に増えている。どうやって低所得・一人暮らしの高齢者の老後を守るかが問われている。3 党合意で成立した「社会保障制度改革推進法」は、基本的な人権の代わりに「家族相互の助け合い」、自助・自立を掲げているが、国の責任はまったく認めようとしていない。

主権と人権は憲法のキーワードである。私たちの年金裁判は、これを守り前進させるたたかいである。戦後 70 年を迎えた今年、憲法 9 条ばかりか 25 条も踏みにじって暴走を続ける安倍首相の立憲主義破壊に抗して、憲法をくらしに生かし、人権としての社会保障を実現するたたかいの先頭に立つ年金裁判といえる。裁判闘争は国に恩恵を求めるものではない。年金者組合は、年金と社会保障に対する国民の権利を確立し、国の責任を明確にするために、強い意志と誇りをもってこの裁判闘争をたたかい、運動の中で仲間をふやし、年金者組合 20 万組織の展望を切り開く壮大な運動としてたたかう決意を固めている。

（たなか さとし・年金者組合副委員長）